



平成 27 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 アジア航測株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 紀一朗
(コード番号 9233 東証第二部)
問合せ先責任者 取締役経営本部長 宮武 孝誠
(TEL. 044-969-7230)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第68回定時株主総会（平成27年12月17日開催予定）に付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。
- (2) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、事業の目的を追加するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」の施行に伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによりその役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。
なお、現行定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、条文の新設及び削除に伴い、必要な条数の変更等を行うためであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年12月17日（木）
定款変更の効力発生日 平成27年12月17日（木）

以 上

定款変更の内容

(下線部は、変更部分)

現 行	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 条文省略	(商 号) 第1条 現行どおり
(目 的) 第2条 条文省略 (1)～(8) 条文省略 (新 設)	(目的) 第2条 現行どおり (1)～(8) 現行どおり <u>(9) 移動通信サービスおよび 　　それに付帯する機器の 　　リースならびに販売</u> (10)～(12) 現行どおり
(本店の所在地) 第3条 条文省略	(本店の所在地) 第3条 現行どおり
(機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締 役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人	(機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締 役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人
第5条 条文省略	第5条 現行どおり
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第10条 条文省略	第6条～第10条 現行どおり
第11条 条文省略 ②条文省略 ③条文省略	第11条 現行どおり <u>2.</u> 現行どおり <u>3.</u> 現行どおり

現 行	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第13条 条文省略	第12条～第13条 現行どおり
第14条 条文省略 ②条文省略	第14条 現行どおり 2. 現行どおり
第15条 条文省略	第15条 現行どおり
第16条 条文省略 ②条文省略	第16条 現行どおり 2. 現行どおり
第17条 条文省略	第17条 現行どおり
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第18条 当会社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。 (新 設)	第18条 当会社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。 2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。
(選任方法)	(選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。 ②条文省略 ③条文省略	第19条 取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。 2. 現行どおり 3. 現行どおり
(任 期)	(任 期)
第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第20条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現 行	変 更 案
(新 設) ②任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第21条 条文省略 ②条文省略 ③条文省略	第21条 現行どおり 2. 現行どおり 3. 現行どおり
第22条 条文省略	第22条 現行どおり
第23条 条文省略 ②条文省略	第23条 現行どおり 2. 現行どおり
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役 <u>および各監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 ②取締役 <u>および監査役</u> 全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条～第26条 条文省略	第25条～第26条 現行どおり

現 行	変 更 案
(新 設)	(重要な業務執行の委任) 第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会規定) 第27条 条文省略	(取締役会規定) 第28条 現行どおり
(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u>
(社外取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	(削 除)
(員 数) 第30条 <u>当会社の監査役は、3名以上とする。</u>	(削 除)

現 行	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>②<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>(任期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>②<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日前3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)

現 行	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規定)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	(削 除)
<p>(報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第38条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
(新 設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行	変 更 案
(新 設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規定)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第39条 条文省略	第34条 現行どおり
第40条 条文省略 ②条文省略	第35条 現行どおり 2. 現行どおり
第7章 計 算	第7章 計 算
第41条～第42条 条文省略	第36条～第37条 現行どおり
第43条 条文省略 ②条文省略	第38条 現行どおり 2. 現行どおり

以 上